

青森県報

第四千六十一号

平成二十七年
十月十九日
(月曜日)

目次

告示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定.....(保健衛生課).....一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定.....(同).....一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出.....(同).....二

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課).....二
- 右.....(同).....三
- 右.....(同).....三
- 右.....(同).....四
- 右.....(同).....五
- 右.....(同).....六

告示

青森県告示第七百二十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	安達内科クリニック	所 在 地	八戸市大字馬場町一の七	年 月 日 定	平成 二〇一七 年十月三
名 称	畑中歯科矯正歯科	所 在 地	むつ市小川町一丁目一七の二三	年 月 日 定	平成 二〇一七 年十月三

青森県告示第七百二十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	区 指 定 医 分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
高橋 修一	原田 義史	亀谷 純三	安達 季之	右	高橋 修一	たかはし内 科胃腸科小 児科	弘前市大字取上 二丁目九の一	小児科、胃腸科、 皮膚科、呼吸器 科、循環器科	二〇一七
				右	原田 義史	青森県立中 央病院	青森市東造道二 丁目の一	整形外科	二〇一七
				右	亀谷 純三	津軽三育医 院	南津軽郡田舎館 村大字川部字上 西田一三〇の一 二	内科、外科、整 形外科、小児科、 婦人科、皮膚科、 放射線科	二〇一七
				右	安達 季之	安達内科ク リニック	八戸市大字馬場 町一の七	内科、呼吸器科、 循環器科、消化 器科	平成 二〇一七 年十月三

青森県告示第七百二十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	名称所在地	診療科名	変更年月日
定医	難病指定医			佐藤 裕美		青森市東大野二丁目二の二	内科	平成二七・九一
青森慈恵会病院	協立クリニック					青森市大字安田一字近野一四六の		

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ鱒ヶ沢店

西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字西禿一八の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	変更後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	変更年月日	平成二七・五三
-----	--	-----	---	-------	---------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	変更後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	変更年月日	平成二七・五三
-----	--	-----	---	-------	---------

四 届出年月日

平成二十七年九月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び鱒ヶ沢町役場

2 期間

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、鱒ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一―の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	変 更 後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	変 更	年月日 平成 二七・ 五・ 二五
-------	--	-------	---	-----	------------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	変 更 後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	変 更	年月日 平成 二七・ 五・ 二五
-------	--	-------	---	-----	------------------------

有限会社ドラッグコーポレーショ ン 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔	二六・ 九・ 二五
--	-----------

四 届出年月日

平成二十七年九月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ弘前堅田店
弘前市大字宮川一丁目二の一三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・三五 年月日
-------	--	---	----------------------

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・三五 年月日
-------	--	---	----------------------

- 四 届出年月日

平成二十七年九月十八日

- 五 届出書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

- 2 期間

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

- 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限

平成二十八年二月十九日

- 2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森西店

青森市大字石江字三好七一の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・三五 年月日
-------	--	---	----------------------

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	変更 年月日
	有限会社ドラッグコーポレーシヨ 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔		二六・九二五

四 届出年月日

平成二十七年九月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ三沢店

三沢市大字三沢字堀口九四の二四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	変更 年月日
			平成 二七・五二五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	変更 年月日
			平成 二七・五二五
変 更 後	有限会社ドラッグコーポレーシヨ 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔		二六・九二五

四 届出年月日

平成二十七年九月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ弘前大町店

弘前市大字取上一丁目一の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	変更 年月日
変 更 後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・三五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	変更 年月日
変 更 後	株式会社ドラッグコーポレーション 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社ドラッグコーポレーション 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	平成 二七・五・三五

四 届出年月日

平成二十七年九月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成二十八年二月十九日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭